

木古内町定住促進家賃補助事業について

木古内町では、町外からの移住及び町民の定住を促進するため、民間の賃貸住宅（アパートや借家など）に居住している方に対して、毎月支払う家賃の一部を補助する制度を、令和4年4月から開始しております。

補助金の交付を希望される方は、申請書を町ホームページ(<https://www.town.kikonai.hokkaido.jp>)からダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、ご提出ください。

■補助対象者

- ①申請日時点で申請者及び同居人全員が40歳未満の方
- ②高校生以下の子と同居し、扶養している方

上記①、②のどちらかに該当する方で、かつ以下のいずれにも該当すること

民間賃貸住宅の所在地に住所登録し、居住している方	公務員でない方（住宅手当の対象とならない方を除く）	町税等の滞納がない方（世帯全員）
民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している方	国などから家賃に係る補助金等の交付を受けていない方	暴力団等との関係がない方（世帯全員）
生活保護を受けていない方		

■補助対象とならない民間賃貸住宅

以下の住宅にお住まいの方は、補助対象となりませんのでご注意ください。

公営住宅等の公的賃貸住宅（町営住宅など）	社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅	3親等内の親族が所有する住宅
他の者と家賃を按分し居住する住宅（シェアハウス）	住宅の間借り	

■補助対象経費

賃貸借契約に定められた毎月の家賃（令和4年4月1日以降のもの）

■補助金の額

家賃月額から住宅手当を除いた額の1/2以内の額（毎月の上限1万5千円）

■交付対象期間

補助金を申請した日の属する月の翌月から連続した36月間（3年間）

■申請方法

随時、町に申請書を提出してください。

補助金の請求は、当該年度の9月と3月に2回行うことができます。

不明な点は下記お問い合わせまでご連絡ください。

■お問い合わせ

まちづくり未来課 まちづくりグループ

☎01392-2-3131



QRコード

